

霧 島 市 解 体 工 事 特 記 仕 様 書

- 共通仕様
- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）（以下「解体共仕」という。）」による。ただし、解体共仕に記載されていない事項は、「公共建築物工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）」が特記仕様書に基づき施工するものとする。
- 電気設備解体工事及び機械設備解体工事を本工事に含む場合は、それぞれの標準仕様書及び法令等に従い、処分等を行う。
2. 工事仕様書のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。
3. 特記事項の適用は次のとおりとする。
- 1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。
- 2) 特記事項は○印のついたものを適用する。
- 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
- 印と※印のついた場合は、共に適用する。
- 3) 形状寸法の単位は特記なき限りミリメートルとする。
- 4) 特記事項に記載の（ ）内の表示番号は、「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4. 前払金
- 契約金額300万円以上の工事にあっては、契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の4を超えない範囲内に限り、前払金の支払を請求することができる。
5. 中間前払金部分払金の選択
- 契約金額300万円以上の工事にあっては、契約に当たり中間前払金又は部分払を請求することができる。
6. 中間前払金
- 契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の2を超えない範囲内に限り、7の全ての要件を満たす場合に中間前払金の支払を請求することができる。
7. 中間前払金の要件
- 1) 工期の2分の1を経過していること。
- 2) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
8. 部分払
- 前払金を支払ったものについては工期中2回まで、前払金の支払がされていないものは工期中3回までとする。
9. 火災保険
- 火災保険の適用は（ ）○有 ・ 無 ）とする。
- なお、適用有の場合は、契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後21日とする。
10. 下請工事における霧島市内建設業者の優先活用
- 工事の一部を下請けに付する場合は、霧島市に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
11. 配置技術者等の途中交代
- 1) 配置技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
- ① 受注者の責にない理由により工事中止、または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ② 工場製作を含む工事であり、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- ③ 大規模な工事一つ一つの契約工期が多年に及る場合。
- 2) 上記1)のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
12. 電子納品
- 1) 本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品とは「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは、「霧島市電子納品の手引き（案）（最新版：以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを目指す。
- 2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- 3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルスを実施した上で提出すること。
13. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
- 市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を速滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。
- 市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。
14. ダンプトラック等による過積載等の防止について
- 1) 工事用資材等の積載超過のないようにすること。
- 2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- 4) さし砂の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- 5) 「土砂等」を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等へ加入者の使用を促進すること。
- 6) 下請契約の相手が又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7) 1)～6)の各点について、下請契約における受注者を指導すること。
15. 本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けする場合は、施工体制表及び添付書類を作成し、工事現場に提出置くこと、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制表の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。
16. 本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。
- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート設等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等
17. 法定外の労災保険の付保
- 本工事にあって、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

章	項 目	特 記 事 項
1 一般共通事項	① 適用基準等	○建築工事安全施工技術指針(官庁営繕部) ○建設工事公衆災害防止対策要綱(建設工事編)(官庁営繕部) ○建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日国交省通知122号等) ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法) ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ○石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年8月4日 基発0804第8号) ○大気汚染防止法の一部を改正する法令(令和2年11月30日 環水大発第2011301号) 注) 解体工事を行うに当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。
	② 設計図書の優先順位	①工事請負契約書、②工事請負契約約款、③質疑回答書、④から⑦に対するもの・追加指示書、⑧特記仕様書、⑨設計図書、⑩工事共通仕様書、⑪工事請負代金内訳書
	③ 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行うこと。また、これらの手続き等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。(1.1.3)
	④ 工事実績情報の登録	※適用する(工事請負金額が500万円以上) ・適用しない (1.1.4)
	⑤ 別契約の関連工事	本工事は別契約の工事に施工上密接に関連するため、監督職員の調整に協力すると共に、工程計画及び工事現場の出入り等について当該工事関係者と十分調整し、工事の円滑な施工に努めること。(1.1.7)
	⑥ 施工計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、建設副産物適正処理推進要綱に基づき事前調査のうえ、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 (仮設計画、安全・環境対策、工程計画、解体計画、発生材の処分計画) ※全ての工事に、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を施工計画書に含めて提出すること。また、その実施書についても提出すること。この場合、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の利用を推奨する。(1.2.2)
	⑦ 建設副産物対策等の責任者	○ 次の責任者を選任し、資格の証明資料を監督員に提出する。(業務は可能) ※建設副産物対策責任者 ※特別管理産業廃棄物管理責任者 ※産業廃棄物処理責任者 (1.3.2)

- 1 一般共通事項
- 8 電気保安技術者
- 9 工事用電力設備の
保安責任者
- 10 施工条件
- 11 施工中の安全確保
- 12 施工中の環境保全等
- 13 周辺構造物対策
- 14 公共設備等への対策
- 15 発生材の処理
- 16 近隣との折衝
- 17 施工調査
- 18 施工
- 19 工事写真等

- 20 既存建物との取合い
21 中間検査
22 埋設物等の報告
23 地下埋設物調査
24 家電リサイクル法
対象機器の処分

- 2 騒音・粉じん等対策
- 仮設工事
- 2 仮囲い
- 3 足場その他
- 4 監督員事務所
- 5 現場表示板
- 6 山留め
- 7 工事用水
- 8 工事用電力

- ③ 施工調査
- ② 事前措置
- 解体施工
- ③ 解体手順
- ④ 解体方法
- ⑤ 分別解体
- ⑥ 基礎等、杭
- ⑦ さく、照明設備等
- ⑧ 舗装、樹木等
- ⑨ 地下埋設物及び埋設配管
- ⑩ 解体後の整地

○適用する ※適用しない (1.3.3)

○法令等に基づき有資格者を定め、監督職員に報告する。 (1.3.4)

○ 施工時間は「解体共仕」による。 (1.3.5)

○ 工事車両の駐屯場所、及び資機材置き場 ※工事現場内 ○(監督職員の指示する場所) (1.3.5)

○ 建築基準法、労働安全衛生法等その他関係法令等及び建設工事公衆災害対策要綱(建築工事編)(以下「災害対策要綱」という。)に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に、工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。その他は「解体共仕」による。 (1.3.6)

○ 既存建物、既存円穹等への影響がない様、施工前に関係調査を実施すること。 (1.3.6)

○ 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法等その他関係法令等に従うとともに、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。その他は「解体共仕」による。 (1.3.9)

工事にあたって、周辺地盤のゆるみ又は沈下、構造物の破壊、汚損等に十分注意するとともに、必要に応じて構造物の補強又は養生等について、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、危害防止のための措置を講じなければならない。

工事にによる影響があると思われる範囲内の公共埋設物、架空線等の処理等について、十分配慮して工事しなければならない。

公共の埋設物、架空線等に接近して工事を施工する場合は、あらかじめその埋設物、架空線等の管理者と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の保護方法、立金の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法を決定しておかなければならない。

○発注者に引き渡しを要するもの (※金属類、PCB含有物) ○(監督職員の指示する物)

○工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るもの () (1.3.10)

○地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめ概要を監督職員に報告するとともに、工事に關して第三者からの説明要求、苦情等があった場合は、直ちに概要をもって対応する。また、それらの経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。 (1.4.1, 1.4.2)

○「解体共仕」による (1.5.2, 1.5.3, 1.5.4, 1.5.5)

○「解体共仕」による

区 分	分 類	規 格	部 数	備 考
着 工 前	※デジタルカメラ ・カメラ	全量：キャビネサイズ 部分：サービスサイズ	※ 1部 ・ ()部	
	※デジタルカメラ ・カメラ	カラーサービスサイズ	※ 1部 ・ ()部	
工 事 中	※デジタルカメラ ・カメラ	全量：キャビネサイズ 部分：サービスサイズ	※ 3部 ・ ()部	
完 成 時	※デジタルカメラ ・カメラ	※ 2部		
実態調査用	※デジタルカメラ			

※撮影箇所及び方法については、「営繕工事写真撮影要領（平成31年度版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。

ただし、工事完了後にも不可視部分となる地下埋設物（基礎、地中梁及び杭）については、全て撮影すること。

完成写真の撮影者 ※監督職員の承諾する撮影業者 ※監督職員の承諾する撮影者

○ 工事中、取合い部その他工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復旧する。

この工事については、中間検査を ・ 行う ・ 行わない

行う場合は、出来高が5.0%を超えた時点を検査の目安とし、工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議の上、発注者に申し出ること。

工事の施工にあたり、図面にない地下構造物、埋設配管等を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告すること。

・ 行わない

・ 行う 図示する範囲内において、整地前に敷地境界から2mの距離を置き、幅1m、深さ1.5mで、3m間隔で掘削調査を行う。

特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は、同法に基づき処理を行うこと。また、工事完了後に管理票の写しを提出すること。

- ※音・粉塵等の対策
- 防音パネル ○防音シート ・養生シート ○アスベルギルス対策（A-03に明記）
- 設置範囲及び高さは図示（ ）図による。（2.2.1）
- ・設ける（仕様、位置、延長等は図示） ○設けない（別途工事にて設置）（2.2.2）
- 出入口敷鉄板 必要に応じて設置
- 出入口警備員配置（常時）
- 内部足場 ※脚立、足場板等（ ）
- 外部足場 種類 ○A種（手すり先行型足場）・B種・C種・D種・E種
- 材料、撤去材等の運搬方法 ○A種 ○B種・C種 ○D種 ○E種（2.2.2）
- ・設ける（ 35 m程度） ・既存建物の一部を使用 ○設けない（2.3.1）
- 900×1800のサイズとし、上部中央には市シンボルマーク（150×150程度）を表示の上、工事名、発注者、設計者、監理者、施工者、工期を明記する。
- ※ 設置位置は、監督員との協議による。また、取付けは、強度にに対し安全な工法とする。（2.3.1）
- 病院利用者及び周辺住民を対象としたデジタル騒音計・振動計の設置
- ・工法等（ ）（2.4.1）
- 構内既存施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない
- 構内既存施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない

○ 解体施工(分別解体等、構造的な安全性等)に関わる施工調査 ※行う (3.1. 2)

○ 特別管理産業廃棄物、アスベスト含有建材、特殊な建設副産物がある場合は、5、6、7章による除去及び回収を行う。

○ 給水、ガス、電力、通信、各種設備機器の停止を確認する。

○ 浄化槽等の汚水・汚物は、事前回収、洗浄、消毒等の措置を行い、周辺環境の汚染を防止する。

○ オイルタンク、オイルサービスタンク、配管内の廃油は、事前回収し、洗浄等の措置を行う。 (3.2. 1)

○ 解体共仕による。解体材の処分はにによる。 (3.3. 1)

・ 建築設備、内装材、屋根葺材等は手作業とする。ただし、技術的に困難な場合は監督員と協議の上、手作業と機械によることができる。 (3.3. 2)

原則分別解体を実施することとし、技術的に困難な場合は監督員と協議による。

・ その他の外装材 (・)

・ その他の内装材等 (・)

・ その他の屋根葺材等 (・)

・ その他の防水材等 (・)

・ その他の構造材 (・)

上記以外は、解体共通仕様書3.5.1～3.8.1)による (3.5.1, 3.6.1, 3.7.1, 3.7.2, 3.8.1)

杭の解体 ・ 行う ○ 行わない

○ 基礎は底盤までを解体し、杭、地盤は残す

○ 既存杭の他、残置物では位置情報を測量し、竣工図及び報告書を提出すること。 (3.9.1, 3.9.2)

○ 既存杭の残置については、着工前に露島市へ協議を行い、届け出等を行うこと。

さく、照明設備等の付属物の解体 ○ 行う ・ 行わない (3.10.1)

樹木等は ○ 伐採伐根 ・ 移植 ・ 剪定 (3.11.1)

地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ あり (3.12.1)

解体後の埋戻し、盛土 ○ 行う ・ 行わない

埋戻し用搬入土 ○ あり ○ 山砂類 ○ 他現場発生土) ・ なし(・ 現場発生土)

・ 他現場発生土の場合 (発生場所・ 連絡先)

埋戻し高さは図示による (3.13.1)

- ① 用語の定義
- ② 建設廃棄物の処理計画
- ③ 工事現場内の保管
- ④ 運搬及び処分への委託
- ⑤ 委託しない場合の処理
- ⑥ 再資源化等
- ⑦ 再資源化された建設廃棄物の現場利用

- ⑧ 再資源化完了報告等
- ⑨ 最終処分する建設廃棄物
- ⑩ 処理に注意を要する建設廃棄物

- | | | |
|---|---|--------------------|
| 5 | ※ | 特別管理産業廃棄物
管理責任者 |
| 1 | | 施工調査 |
| 2 | | 処理計画 |
| 3 | | 特別管理産業廃棄物の
保管 |
| 4 | | 運搬、処分及び回収
の委託 |
| 5 | | 廃石綿等 |
| 6 | | PCB含有機器類 |

- 7 PCB含有“シリング”材
- 8 廃油
- 9 廃酸・廃アルカリ
- 10 ダイオキシシン類

- 「解体共仕」による。 (4.1.2)
- 建設破棄物の処理に先立ち、種類別に具体的に処理計画を定め、施工計画書に記載する。 (4.1.4)
- 保管は周辺環境に影響を及ぼさないようにするとともに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき、分別した廃棄物の種類ごとに保管する。 (4.2.1)
- 運搬及び処分委託契約は、廃棄物処理法の規定により、委託先ごとに個別に書面で行う。
- 運搬及び処分委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可（運搬、処分）のある事業者とする。
- 処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。（ただし、電子マニフェストでの確認の場合は除く） (4.3.1)
- 受注者が自ら運搬する場合は、廃棄物処理法等に従い実施する。
- 受注者等が、現場内にコンクリート塊の破砕等の処理のため、廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物処理法によるほか、必要に応じて知事許可等を得る。 (4.3.2)

特定建設資材の分別解体等及び再資源化等

- 建設リサイクル法等の対象内外に関わらず、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う。

分別解体等の方法		分別解体等の方法	
工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
工程ごとの作業内容及び解体方法	1 建築設備 ・内装材等	建築設備○内装材等の取り外し ○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用 併用理由()
	2 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用 併用理由()
	3 外装材 ・上部構造部分	外装材○上部構造部分の取り壊し ○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用 併用理由()
	4 基礎 ・基礎ぐい	基礎の取り壊し ○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用
	その他	その他の取り壊し ○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用

建設廃棄物の種類	中間処理施設又は 再資源化施設の名称等	所在地	距離
○ 737アル・コンクリート類	露島砕石	露島市牧園町高千穂	17.1km
○ 木材	(有)新留環境リサイクルセンター	曾於市末吉町	34.2km
・ 木材 (縮減)			
・			

種 類	利用する場所（箇所）等
・	
・	

(4.4.1)

※上記に示す受入施設は参考であり、実施にあたっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。
 なお、処分場の決定にあたっては監督員と協議する。
 ※解体材の処分にあたっては「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「建設副産物適正処理要項」(平成14年版)を遵守して行わなければならない。

・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法による再資源化処理に報告書又は監督員指定の再生資源利用促進計画(実施書)を監督員に提出する。

廃棄物の種類	施設名称	所在地	搬出距離
○床プラスチック	(株)三純建設	鹿児島市五ヶ別府町	44.1km
○ガラスくず、陶磁器くず	(株)吉良組	鹿児島県小野町	43.7km
○石膏類(石膏 ⁺ 、 ⁺ 時砂、生練灰等振振)	"	"	"
○繊維くず	"	"	"
○非飛散性7A ⁺ 含有建材(7A ⁺ スチレン)	(株)ヤヤマリテック	鹿児島県小野町	43.2km
○非飛散性7A ⁺ 含有建材(防火板)	"	"	"
○塵	"	"	"
○がれき類	"	"	"
○木くず	(有)福山建設	薩摩川内市東郷町	56.1km
○非飛散性7A ⁺ 含有建材(盛土)	(株)フタマ開発	鹿児島県市川上町	38.9km
○ラップ	(株)環境科学	鹿児島県花尾町	41.0km

種類	処理施設等名称	所在地等	距離

- ・ 特別管理産業廃棄物の処分等を行う場合は、廃掃法で定められた特別管理産業管理責任者を選任し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
- ・ 施工調査結果は、監督員に提出する。
- ・ 特別管理産業廃棄物の使用状況調査（製造所名、製造年、型式、種類、数量等）及びそれに応じた収集運搬業者、処分業者、回収業者等調査する。（5.1.2）
- ・ 施工調査に基づき、種類別に具体的な処理計画及び回収計画を定め、1.2.2.(1)の施工計画書に記載する。（5.1.3）
- 現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、雨水がかからない場所とするなど「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。（5.2.1）
- ・ 特別管理産業廃棄物の運搬、処分の委託契約先は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物（運搬、処分）事業許可業者とし、委託先に特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、留意事項を文書により通知しなければならない。（5.3.1）
- ※6 石綿含有建材の除去及び処理による。（5.4.1(1))
- 調査方法 ・ 造所、製造年、型式等による調査 ・ 専門分析機関による微量PCB分析調査
- 調査対象 ・
- 含有が疑われる機器があった場合は調査を行う。（5.4.1(2))
- 事前調査等 ・ 行う（下記の要領で分析する） ・ 行わない
現場においてサンプルを採取し、専門分析機関で分析を行う。
採取箇所 ・ 外壁目地 ・ 建具周囲目地
採取箇所数 ・ 部材が異なる毎に1箇所 ・ 図示
- 分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う。
- 調査範囲 ・ 工事範囲全て ・ 図示
- 調査内容 シーリング使用部位及び長さの確認
施工範囲と工事監視区分の確認
仮設計画
廃棄物等の搬出方法（5.4.1(3)）
- 処理方法 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設による再生処理（5.4.1(4)）
- 処理方法 ・ 中和処理 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設による再生処理（5.4.1(5)）
- サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない
- | 材料名 | 調査箇所 | 測定方法 |
|----------------|------|------|
| 焼却施設の解体及び処分の方法 | | |
- ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）その他関係法令に従い、適切に処理すること。（5.4.1(7)）

ITE	MR • ML	
	MR • ML	
	MR • ML	
	MR • ML	
	MR • ML	

KUME
SEKKEI 株式会社 久米設計

日付	2023.01.20	一級建築士 登録番号 第268016号 井上裕聖
PA	井上裕聖 校副 高橋 創	構造設計一級建築士 登録番号 0000号 構造確認者
担当	中野智行、川上賢史、栗原崇	設備関係規定に適合することを確認した者:
	橋口弘昌、吉川瑞樹	設備設計一級建築士 建築士証交付番号 第0000号 設備確認者

級建築士 登録番号 第266585号 高橋 創	氏名	R8霧島市立医師会医療センター既存病棟解体工事		図面番号	0190403
	図面名	解体特記仕様書 1	縮尺 A1判 A3判	図面番号	A-01

霧島市解体工事特記仕様書

章

項目

特記事項

① 共通

※建築物の解体工事、石綿除去について、以下の基準を適用する。
○建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成26年3月31日付 技術上の指針公示第21号）
○建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設労働災害防止協会）
○石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について（平成28年5月30日付 環水大発第1705301号）
○大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（令和2年11月30日付 環水大発第2011301号）
○石綿障害予防規則の一部を改正する省令等の施工について（令和2年8月4日付 基発0804第8号）
○建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）
石綿粉塵濃度の測定方法、専門測定機関及び報告書の作成は、「解体共仕」による。（6.1.3）

② 施工調査

施工調査
※石綿含有建材の事前調査
書面及び現場での目視調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録者規定に規定される石綿含有建材調査者等に依頼することが望ましい。（令和5（2023）年10月からは義務付け）
工事着手に先立ち、目視及び賃与する設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について施工調査を行い、調査結果をとりまとめて監督職員に提出する。
調査範囲（※対象部位・図示）
賃与資料（既存建物7㎡未満調査報告書を参考資料として賃与する。）
（1）使用部位の確認
（2）種類、厚さ等の確認
（3）使用数量の確認
（4）施工範囲と工事監理区分の確認
○分析による石綿含有建材の調査
分析調査は、厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に依頼することが望ましい。（令和5（2023）年10月からは義務付け）
分析対象
フライライト、アモライト、アンソライト、クリノイド、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析 JIS A 1481-1またはJIS A 1481-2	JIS A 1481-3またはJIS A 1481-4
○ 塵埃防炎（バ）・遮断材	○ 確所（内訳書参照。詳細は監督職員の指示による）	- 箇所
-	- 箇所	- 箇所
-	- 箇所	- 箇所

サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取場所 ・図示 ○（内訳書参照。詳細は監督職員の指示による）
※上記以外に調査が必要と思われる箇所があった場合には、監督員と協議すること。
※記録の作成・保存
事前調査・分析調査を行ったときは、所定の事項の記録を作成し、調査終了日から3年間保存する。
○事前調査結果等の報告（令和4年4月1日施行）
次のいずれかの工事を行うおとすときは、石綿等の使用の有無に関わらず、電子システムにより事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告すること。
・解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
・請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
・請負金額が100万円以上の工作物の解体工事又は改修工事

3 石綿粉じん濃度測定

石綿粉じん濃度測定 ・行う ・行わない（6.1.4）
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数 （各処理作業室ごと）	備考
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	2又は3点	
・	測定2	処理作業前	施工区画周囲又は敷地境界	2点	
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	2点	
・	測定4	処理作業中	排出口（処理作業室外の場合） 集じん・排気装置の出入口	1点	空気の流れを確認
・	測定5	処理作業中	集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	1点	集じん・排気装置の性能確認
・	測定6	処理作業後	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	
・	測定7	処理作業後	処理作業室内	2点	
・	測定8	処理作業後	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	

測定方法
自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定4	粉じん相対湿度（デジタル粉じん）計、パーティクルカウンター
・測定5	繊維状粒子自動測定器（77444771A「モニタ」等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-11に基づいた測定

測定名称	径（mm）	試料の吸引流量（L/min）	試料の吸引時間（min）
・測定4	25	5	30
・測定5	47	10	120
・測定6	47	10	240
・測定7	47	10	240

④ 除去工事共通事項

（1）専門事業者（6.2.1）
石綿含有建材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。
（2）石綿作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者（6.2.2、6.2.4）
①石綿作業主任者技術講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技術講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選定し、管理させること。
②排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させること。（ただし、石綿含有成形板の処理工事を除く）
（3）除去業者（6.2.3）
石綿含有建材の除去に従事する作業主（以下「除去業者」という。）は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づく特別の教育を受けたものとす。また、除去業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者ととし、肺機能に異常がないとする。
（4）施工計画書
施工に先立ち、処理工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承認を受けること。
（5）表示及び掲示（6.2.6）
①石綿作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、石綿除去作業中等の表示を行う。
②石綿の有害性、取扱上の注意事項、使用する保護具の提示を行う。
③「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に提示する。

石綿含有建材の除去及び処理

（7）官公署その他への手続き
①労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の工事計画届（労働基準監督署）
②「石綿則」第5条第1項の規定による作業届（労働基準監督署）
③大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届（都道府県知事）
④その他、各自自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届出（特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等）
（8）適用基準等
※「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」

5 石綿含有吹付け材の除去

（1）作業場の隔離、養生（6.3.1）
①除去に伴い石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて隔離する。
②隔離した作業場内は、HEPAフィルターを備えた負圧除じん装置により、常時負圧を保つ。
③隔離した作業場内への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の3室で構成するセキリティゾーンを設置する。
④更衣室には洗眼又はうがいの設備を設ける。ただし、現場内の他の場所にこれら設備を設ける場合はこの限りでない。
⑤洗浄室にはエアシャワー設備又は温水シャワー設備を設ける。
⑥除去物の処理
※密封処理（二重袋梱包） ・セメント固化
（2）除去工法（6.3.2）
※図面による ・共通仕様書による
施工場所（ ）
（3）除去した石綿等の保管、運搬、処分等（6.3.3）
①除去した石綿含有吹付け材等を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、石綿等の保管場所であることの表示を行う。該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。
処分場所（ ）
運搬距離（ ）
受入条件（※平日受入 ）
・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。
②石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督職員に報告するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。
（4）確認及び後片付け（6.3.4）
①除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。
②監督職員の立会いのうえで、除去及び封じ込め等が十分行われたかを、目視により確認する。
③養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するためにシート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。
④壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧除じん装置十分に吸引・ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。なお、シートは取り外して粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
⑤養生を行っている足場、仮設材を清掃した後解体撤出する。
⑥床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
⑦養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、5（1）⑤により処理等を行う。
⑧後片付け後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。

石綿含有建材の除去及び処理

（7）官公署その他への手続き
①労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の工事計画届（労働基準監督署）
②「石綿則」第5条第1項の規定による作業届（労働基準監督署）
③大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届（都道府県知事）
④その他、各自自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届出（特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等）
（8）適用基準等
※「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」

7 特殊な建設副産物の処理

①用語の定義
②施工調査
③処理及び処理計画
④工事現場内の保管
⑤回収及び処分
⑥特定物質
⑦イオン化感知器
⑧六ふっ化硫黄（SF6）ガス
⑨PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）
⑩特定化学物質
11 その他の特殊な建設副産物

7 特殊な建設副産物の処理

① 特殊な建設副産物とは、「オゾン層保護法」に基づく特定物質、放射線障害防止法に基づく放射性同位元素、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定による六ふっ化硫黄（SF6）ガス、化学物質の審査等に関する法律に規定するPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、特定化学物質障害予防規則に基づく特定化学物質である。（7.1.2）
② 施工調査結果は、監督員に提出する。
③ 特殊な建設副産物の使用状況調査（製造所名、製造年、型式、種類、数量等）及びそれに応じた収集運搬業者、処分業者、回収業者等調査する。（7.1.3）
④ 施工調査に基づき、種類別に具体的な処理計画及び回収計画を定め、1.2.2.aの施工計画書に記載する。（7.1.4）
⑤ PCB廃棄物を除き、現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、雨水がつかからない場所とするなど「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。（7.2.1）
⑥ 関係法令等により運搬、回収、処分する。（7.3.1）
⑦ フロン（冷媒）は関係法令等により、登録を受けた回収業者に委託する。建材用断熱材フロンは焼却による破壊処理が可能な処理施設で処理する。（7.3.2）
⑧ ハロン消火剤は、関係法令等によりハロン消火設備業者に回収を委託する。（7.3.3）
⑨ 製造業者に引き渡す。（7.3.4）
⑩ 製造業者に回収を委託する。（7.3.5）
⑪ 関係法令等により、回収又は処分する。（7.3.6）
⑫ 関係法令等により、回収又は処分する。（7.3.7）

8 建築物解体材料処分のフロー等

1.内部解体等解体
2.躯体解体
3.基礎解体
4.外部附属解体
5.その他

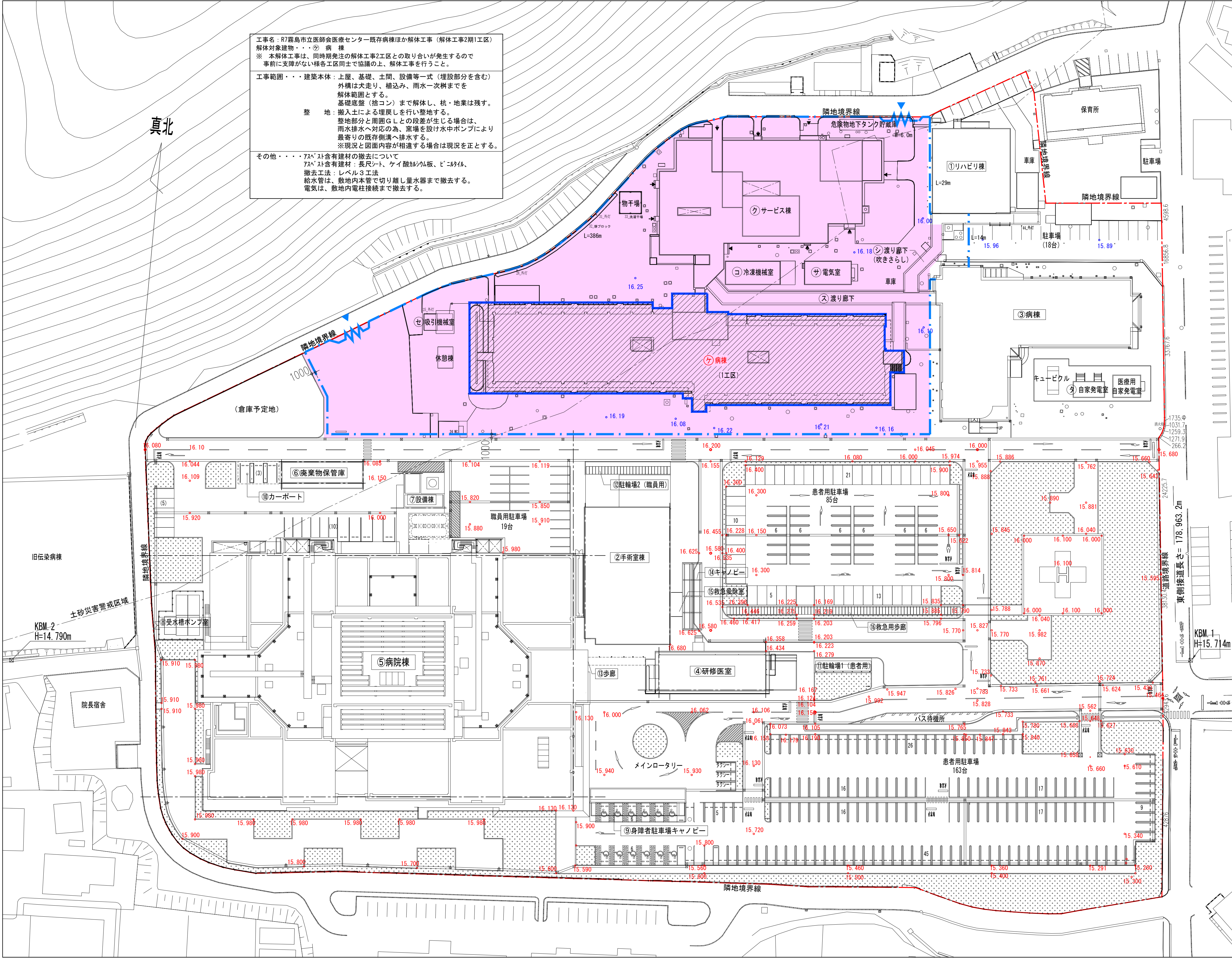
内外装材
木材④
破砕
焼却
埋めテッポ・木炭として再利用
管理型処分場
スクラップ有価処分
ALCパネル、他内外装材①
安定型処分場
床下コンクリート、タイル②
安定型処分場
再生利用
その他炭石質ボード③
管理型処分場
※付帯部材の除去の有無は問わない
アスベスト含有成形板⑥
・焼結（二重袋梱包）
安定型処分場
蛍光灯管等⑤
水銀回収⑤
再生利用
ガラス等⑤
再生利用
小形二次電池（鉛電池等）
鉛等⑤
再生利用
ニッケルカドニウム等⑤
放射線物質回収⑦
回収のための製造所等へ返却
試験機等⑧
金属⑧
スクラップ有価処分
PFC、HFC⑨回収⑦
破壊処理又は再生利用
2.躯体解体
木材
良材④
木材として再利用検討
不良材④
破砕
埋めテッポ・木炭として再利用
CCA処理材⑥
焼却
管理型処分場
コンクリート塊④
破砕
再生骨材
鉄筋・鉄骨③
切断
スクラップ有価処分
3.基礎解体
コンクリート塊④
破砕
再生骨材
鉄筋③
切断
スクラップ有価処分
4.外部附属解体
コンクリート塊④
破砕
再生骨材
タイル・タイル・コンクリート等⑤
破砕
再生加齢アスファルト
金属⑧
切断
スクラップ有価処分
5.その他
管材（ビニ管）
安定型処分場
高圧水噴（FRP型）
高圧プラスチック
安定型処分場
ポンプ類
ライニング鋼管
安定型処分場
管材（鋼管）
試管（ガス管）
安定型処分場
防敵剤
安定型処分場
バルブ・水栓類
地金として再利用
陶磁器・湯沸かし器
安定型処分場

①産業廃棄物
②特別管理産業廃棄物
③金属等
④特定建設資材
⑤小形二次電池等
⑥処理注意建設副産物
⑦特殊な建設副産物
⑧産業廃棄物
⑨建設資材
⑩建設資材
⑪建設資材
⑫建設資材
⑬建設資材
⑭建設資材
⑮建設資材
⑯建設資材
⑰建設資材
⑱建設資材
⑲建設資材
⑳建設資材
㉑建設資材
㉒建設資材
㉓建設資材
㉔建設資材
㉕建設資材
㉖建設資材
㉗建設資材
㉘建設資材
㉙建設資材
㉚建設資材
㉛建設資材
㉜建設資材
㉝建設資材
㉞建設資材
㉟建設資材
㊱建設資材
㊲建設資材
㊳建設資材
㊴建設資材
㊵建設資材
㊶建設資材
㊷建設資材
㊸建設資材
㊹建設資材
㊺建設資材
㊻建設資材
㊼建設資材
㊽建設資材
㊾建設資材
㊿建設資材

IT $\bar{x}$	MR • ML	
	MR • ML	
	MR • ML	
	MR • ML	
	MR • ML	

日付	2023. 01. 20	一級建築士 登録番号 第268016号 井上裕聖
PA	井上裕聖 福田 高橋 創	構造設計一級建築士 登録番号 0000号 構造確認者
発注	中野智行、川上賢史、栗原崇	設備関係規定に適合することを確認した者：
	横口城昌、吉川瑠偉	設備設計一級建築士 建築士証交付番号 第0000号 設備確認者

一級建築士 登録番号 第266585号 高橋 創	氏名 R8霧島市立医師会医療センター既存病棟解体工事	設計番号 0190403
	取組名 解体特記仕様書 2	図決 A1 A3
		図番番号 A-02



工事名：R7 霧島市立医師会医療センター既存病棟ほか解体工事（解体工事2期1工区）
解体対象建物・・・㊦ 病棟
※ 本解体工事は、同時期発注の解体工事2工区との取り合いが発生するので
事前に支障がない様各工区同士で協議の上、解体工事を行うこと。
工事範囲・・・建築本体：上屋、基礎、土間、設備等一式（埋設部分を含む）
外構は犬走り、植込み、雨水一次網までを
解体範囲とする。
基礎底盤（捨コン）まで解体し、杭・地業は残す。
整地：搬入土による埋戻しを行い整地する。
整地部分と周囲G.Lとの段差が生じる場合は、
雨水排水へ対応の為、蓋場を設け水中ポンプにより
最寄りの既存側溝へ排水する。
※現況と図面内容が相違する場合は現況を正とする。
その他・・・7Aベスト含有建材の撤去について
7Aベスト含有建材：長尺シート、ケイ酸カルシウム板、ビニルシート、
撤去工法：レベル3工法
給水管は、敷地内本管で切り離し量水器まで撤去する。
電気は、敷地内電柱接続まで撤去する。

申請建物				
記号	建 物 名	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造 階数
②	手術室棟	756.25	1,466.98	RC造 2階建
⑤	病院棟	6,534.00	2,332.81	S造 6階建
⑥	廃棄物保管庫	123.90	115.50	RC造 1階建
⑦	設備棟	59.00	59.00	RC造 1階建
⑧	受水槽ポンプ室	13.95	13.95	S造 1階建
⑨	身障者駐車場キャノピー	213.28	97.65	S造 1階建
⑩	カーポート	61.40	51.95	S造 1階建
⑪	駐輪場1 (患者用)	14.48	28.96	S造 1階建
⑬	歩廊	18.88	0.00	S造 1階建
⑭	キャノピー	67.20	0.00	S造 1階建
⑮	救急風除室	19.50	22.50	S造 1階建
計		7,881.84	25,179.30	

解体撤去建物									
記号	建 物 名	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造	階数	竣工年	杭	ビ・ト	残土
㊦	病棟	1,934.00	4,655.00	RC造	3階建	S57	有	有	有
計									
計		1,934.00	4,655.00						

既存建物				
記号	建 物 名	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造 階数
①	リハビリ棟	437.23	437.23	S造 1階建
③	病 棟	1,167.69	1,167.69	S造 1階建
④	研修医室	276.30	523.80	S造 2階建
計		1,881.22	2,128.72	

区分凡例		発注区分
色		
■	解体工事 (Ⅱ期)	
■	解体工事 (Ⅱ期1工区) 着工時：R7霧島市立医師会医療センター既存病棟解体工事	

凡 例	
● 16.00	現状地盤高さ
● 16.00	計画地盤高さ
— 16.00	仮囲い (成形鋼板 H=2.0m L=17.6m (別途：2工区に見込む))
▶	資材搬出入口 (2箇所) カラタシゲート W=6m (2工区に見込む) 敷き鉄板 (1524×6096×22×5枚)

※ 騒音・アスベスト対策＜着工時 (工事着手前)＞
① 下記事項について計画書を作成し監理者、病院に説明を行い、協議・許可を受けて工事に着手すること。
② 工事に当たってのリスクを抽出し、対応について監理者・病院と協議を行うこと。
③ 霧島市医師会医療センター感染対策マニュアル (同等書類) に則り、合意の上作業を行うこと。
④ アスベスト・アスベスト感染病に関する教育を作業員に行うこと。
⑤ 騒音対策として防音シートの使用箇所を上記図面に協議すること。

訂正	・
	・
	・
	・

KUME
SEKKEI 株式会社 久米設計

日付	2026.04.10
PA	井上裕豊 概略 高橋 創
担当	中野智行、川上賢史、栗原崇
	横口拓昌、吉川瑞樹

一級建築士 登録番号 第268016号 井上裕豊

一級建築士 登録番号 第266585号 高橋 創

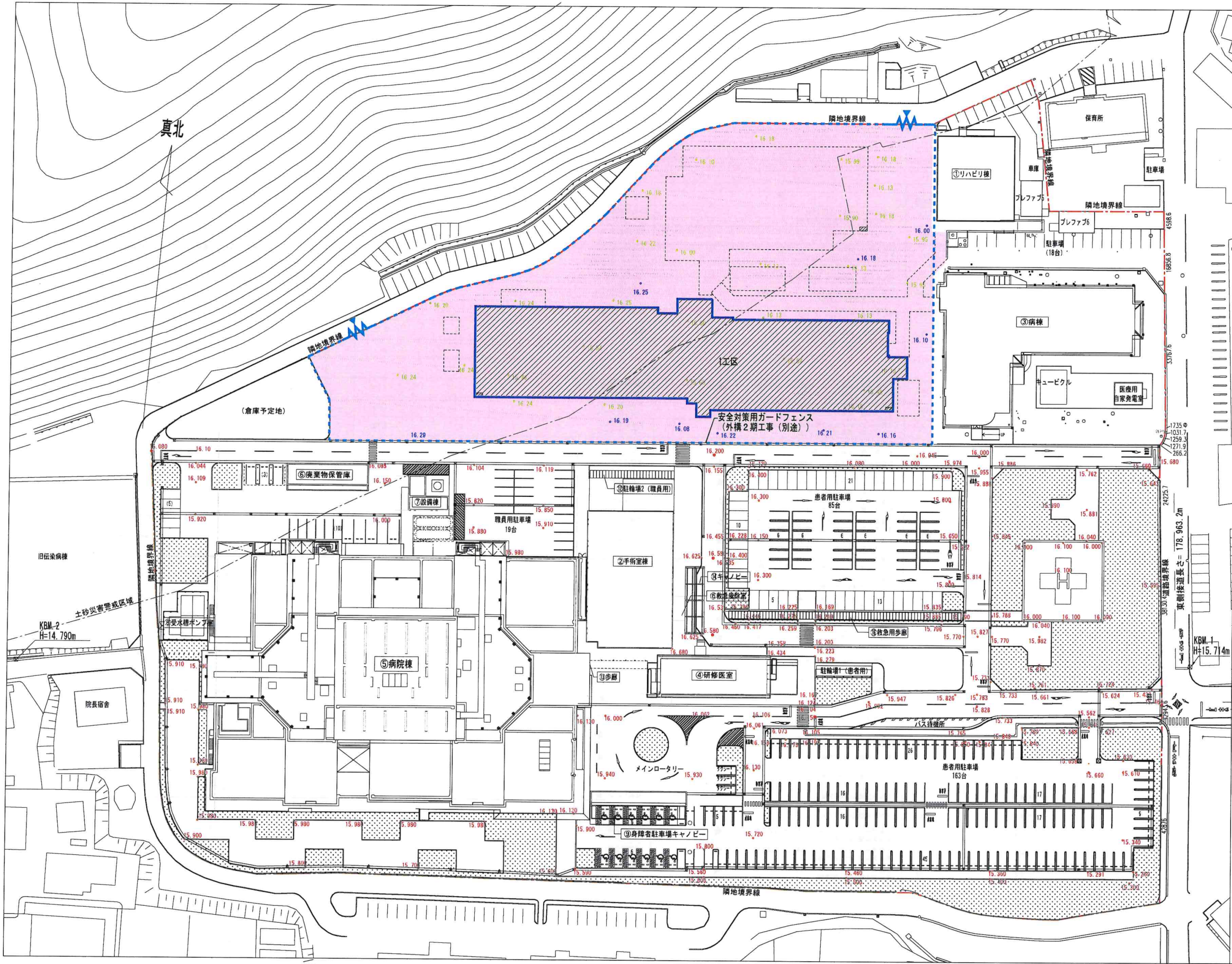
件名 R7霧島市立医師会医療センター既存病棟解体工事

設計番号 0190403

図面名 敷地全体配置図 (1工区工事着工時)

縮尺 A1判 1/500
A3判 1/1000

図面番号 A-03



申請建物					
記号	建物名	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造	階数
②	手術室棟	756.25	1,466.98	RC造	2階建
⑤	病棟棟	6,534.00	2,332.81	S造	6階建
⑥	病棟棟	123.90	115.50	RC造	1階建
⑦	設備棟	59.00	59.00	RC造	1階建
⑧	受水槽ポンプ室	13.95	13.95	S造	1階建
⑨	身障者駐車場キャノピー	213.28	97.65	S造	1階建
⑬	歩廊	18.68	0.00	S造	1階建
⑭	キャノピー	67.20	0.00	S造	1階建
⑮	救急応接室	19.50	22.50	S造	1階建

既存建物					
記号	建物名	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造	階数
①	リハビリ棟	437.23	437.23	S造	1階建
③	病棟	1,167.69	1,167.69	S造	1階建
④	研修医室	276.30	523.80	S造	2階建
計		1,881.22	2,128.72		

区分凡例	
色	発注区分
■	解体工事 (Ⅱ期)
■	解体工事 (Ⅱ期Ⅰ工区) 範囲
■	R8 藤島市立医師会医療センター既存病棟解体工事 完了時

凡例	
● 16.00	現状地盤高さ
● 16.00	計画地盤高さ
● 16.00	除去後地盤高さ
■	仮囲い (工事用ガードフェンス) (別途外構工事に見込む)
■	資材搬出入口 (別途外構工事に見込む)
■	仮設築地 (1.0x1.5xH500) (494枚付1=50)
■	水中ポンプ1基設置
■	既設排水口に放流

□ 設計概要		□ 外部仕上表						
建物名	: 病棟	屋根	外巾木	腰	外壁	その他	樋・ドレン	備考
構造・規模	: RC造 3階建て	RC直押え 塗膜防水	RC打放し（目地切）	――	RC打放し補修 吹付タイル	底部屋根：防水モルタル金こて押え 上裏：アクリルリシン吹付	鉄製ドレン：100φ、縦樋：塩ビφ100 VP	配管ビット
延べ床面積	: 4,655㎡（昭和**年竣工、昭和**年増築）							
工事範囲・・・	建築本体：上屋、基礎、土間、設備等一式（埋設部分を含む） 外構他：樹木伐根撤去、給排水ガス管等一切（埋設部分含む） 例、マンホール、雑排水污水管（埋設部分含む） 緑石、提示板等、7576t舗装、20グリット舗装							
整地	基礎底盤（捨コン）まで解体し、杭（杭頭）、地盤は残す。 発生土による埋戻しを行い整地する。 整地部分と周囲G.Lとの段差が生じる場合は、 雨水排水へ対応の為、沈砂池を設ける。							
その他・・・	7576t含有建材の撤去について 7576t含有建材：長尺シート、ケイ酸加工板、ビニール、 撤去工法：レベル3工法 給水管は、敷地内本管で切り離し量水器まで撤去する。 電気は、敷地内電柱接続まで撤去する。							

□ 内部仕上表											
階	室名	床	巾木		壁	天井		室名札	ブラインド	ブラインドBOX	備考
			仕上	巾木高		仕上	天井高				
共通部門	エレベーターホール	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	タイル貼（二丁接）（RC下地） モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500				
	廊下	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500				ストレッチャー当り
	カンファレンス室	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	ビニルクロス貼 モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○X2	○	○	洗面バック 黒板 スクリーン用収納BOX
	階段室(A)	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	AEP モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）					手摺
	電話室	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	吸音材貼t=5 VP （ロックウールt=25下地）★	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,300	○			電話器台
	ダスト室	モザイクタイル 25X25 アスファルト防水（床高+20）	T8	100	モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	AL板t=5 EP★	2,300	○			
	製氷機室	モザイクタイル 25X25 アスファルト防水（床高+20）	T8	100	モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	AL板t=5 EP★	2,300	○			
病棟部門	廊下	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500				ストレッチャー当り 面会室コーナー電話台
	記録室	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	受付カウンター 記録台 戸棚 黒板 アコーディオンカーテン
	処置室	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	流し台 戸棚 薬見窓付カーテン 洗面バック
	診察室、無菌製剤室	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	洗面バック
	面会室	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 多彩P吹付（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	洗面バック
	休憩室	長尺ビニルシートt=2.0 ★	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 ビニルクロス貼（RC、CB下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	流し台 吊戸棚
	器材庫(3F)	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 ビニルクロス貼（RC、CB下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	流し台 吊戸棚
	治療事務所(1F)	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 ビニルクロス貼（RC、CB下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	流し台 ガラス垂壁 配膳戸棚（両面用）
	患者食堂(1F治療事務所)	長尺ビニルシートt=2.0 ★	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 ビニルクロス貼（RC、CB下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	流し台 ガラス垂壁 配膳戸棚（両面用）
	配膳室	モザイクタイル 40X40			石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 AEP（RC下地） 腰：半磁器タイル 100X100 H=1500★	AL板 EP★	2,510	○			流し台 配膳戸棚（両面用）
	病室 1床室	ビニルタイルt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 AEP（RC下地）	化粧石膏ボードt=9	2,500	○	○	○	吊収納戸棚 棚板W=150 洗面バック 点滴用レールU型
	病室 2床室	ビニルタイルt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 AEP（RC下地）	化粧石膏ボードt=9	2,500	○	○	○	吊収納戸棚 棚板W=150 点滴用レールU型
	病室 4床室	ビニルタイルt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 AEP（RC下地）	化粧石膏ボードt=9	2,500	○	○	○	吊収納戸棚 棚板W=150
	病室 6床室	ビニルタイルt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 AEP（RC下地）	化粧石膏ボードt=9	2,500	○	○	○	吊収納戸棚 棚板W=150
	洗面洗濯室	モザイクタイル 40X40 アスファルト防水			半磁器タイル 100X100（RC下地）	AL板t=5 EP★	2,500	○			洗面流し台 洗濯パン 手摺：ステンレス 乾燥室（物干金物、木製スノコ、給気ガラリ）
	女子便所	モザイクタイル 40X40 アスファルト防水			半磁器タイル 100X100（RC下地）	AL板t=5 EP★	2,300	○X2			トイレブース カーテン及びレール 手摺：ステンレス
	男子便所	モザイクタイル 40X40 アスファルト防水			半磁器タイル 100X100（RC下地）	AL板t=5 EP★	2,300	○X2			トイレブース カーテン及びレール 手摺：ステンレス
	汚物処理室	モザイクタイル 40X40 アスファルト防水			半磁器タイル 100X100（RC下地）	AL板t=5 EP★	2,300	○X2			流し台 畜尿ビン置棚
	浴室	モザイクタイル 40X40 アスファルト防水			半磁器タイル 100X100（RC下地）	AL板t=5 EP★	2,600				FRPバス（5人用）化粧台 排水ビット及びカバー 手摺：ステンレス
	脱衣室	長尺ビニルシートt=2.0（床高120）	ソフト巾木	100	モルタル塗AEP（RC下地）	AL板t=5 EP★	2,450	○洗濯			脱衣棚 足ふきマット：1500X450
	車入 リネン室	ビニルタイルt=2.0	ソフト巾木	100	モルタル塗AEP（RC下地）	AL板t=5 EP★	2,500	○			吊戸棚：W800、W450
	患者私物庫 器材庫	ビニルタイルt=2.0	ソフト巾木	100	モルタル塗AEP（RC下地）	AL板t=5 EP★	2,500	○			スチール棚
	階段室(B)(C)	ビニルタイルt=2.0	ソフト巾木	100	モルタル塗AEP（RC下地）	AL板t=5 EP★（最上階のみ）					
	観察室（1F 3B）	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 AEP（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	仕切カーテン及びレール 洗面バック 点滴用レールU型
	観察室（2F 2B）	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 AEP（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	仕切カーテン及びレール 洗面バック 点滴用レールU型
	ディルーム	長尺ビニルシートt=2.0	ソフト巾木	100	石膏ボードt=9+アスベストt=6貼 EP（LGS下地） モルタル塗 AEP（RC下地）	不燃吸音板t=9（ロックウール）	2,500	○	○	○	ブラントBOX 洗面バック
	エレベーター機械室	軽量コンクリート直押え	コンクリート打放し	100	コンクリート打放し	コンクリート打放し 木毛板t=30打込		○			吊フック
	機械室	コンクリート直押え	――		コンクリート打放しの上ロックウール吹付t=30	コンクリート打放しの上ロックウール吹付t=30	直天				機械基礎

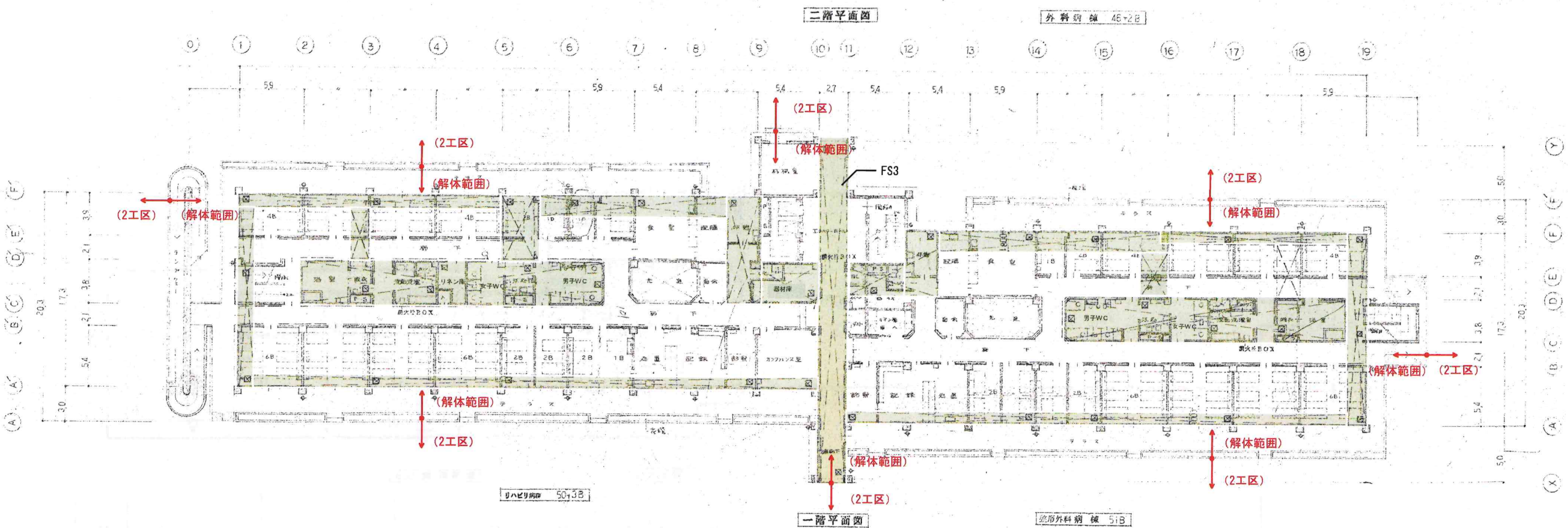
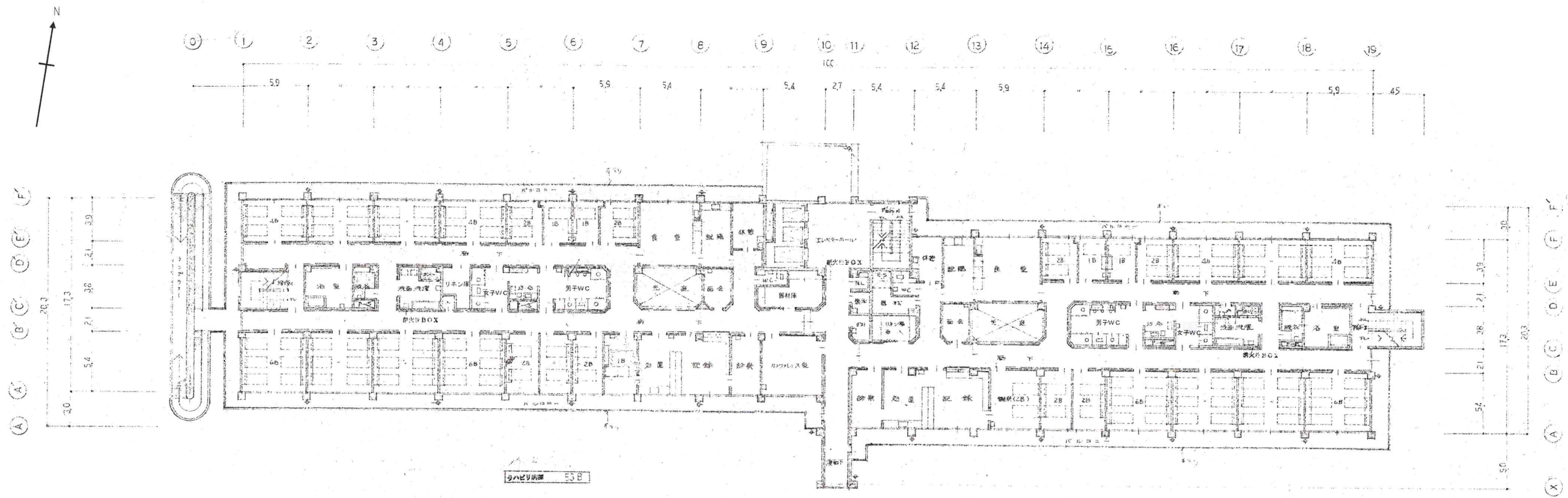
アスベスト：石綿板

AL（アスベストラックス）版：石綿板

室名札：アクリル板t=5.0（250×100）
ブラインド・BOX：PL-1.6OP（120×125）

★ アスベスト含有材料を示す。（レベル3）

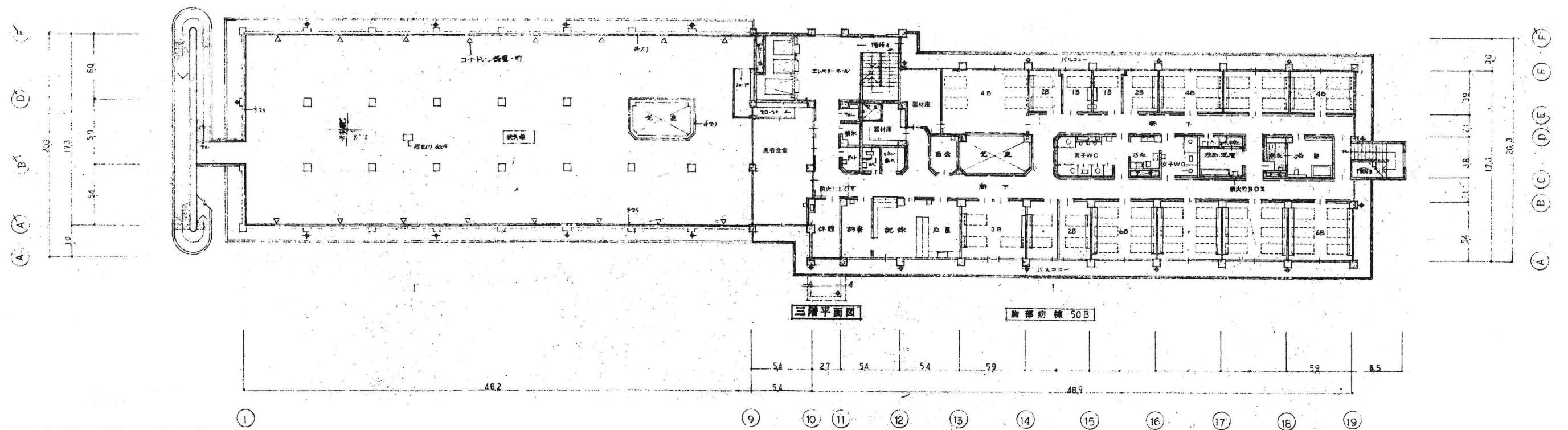
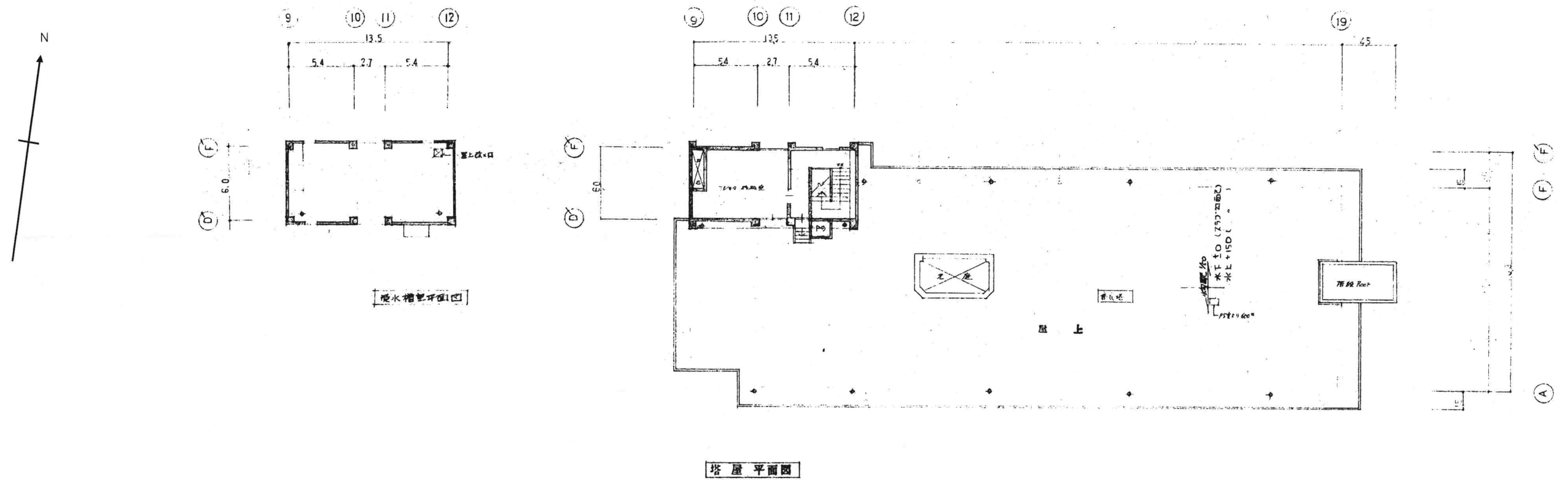
	訂正	・	KUMESKKEI 株式会社 久米設計	日付	2023.01.20	一級建築士 登録番号 第268016号 井上裕隆	一級建築士 登録番号 第266585号 高橋 創	作業名	R8藤島市立医師会医療センター既存病棟解体工事	図面番号	0190403		
		・		PA	井上裕隆 経理 高橋 創								
		・		監理	中野智行、川上賢史、栗原 崇								
		・			橋口祐昌、吉川瑞樹								
		・								図面名	㊦ 病棟 仕上表	図尺	A1判 --- A3判 ---



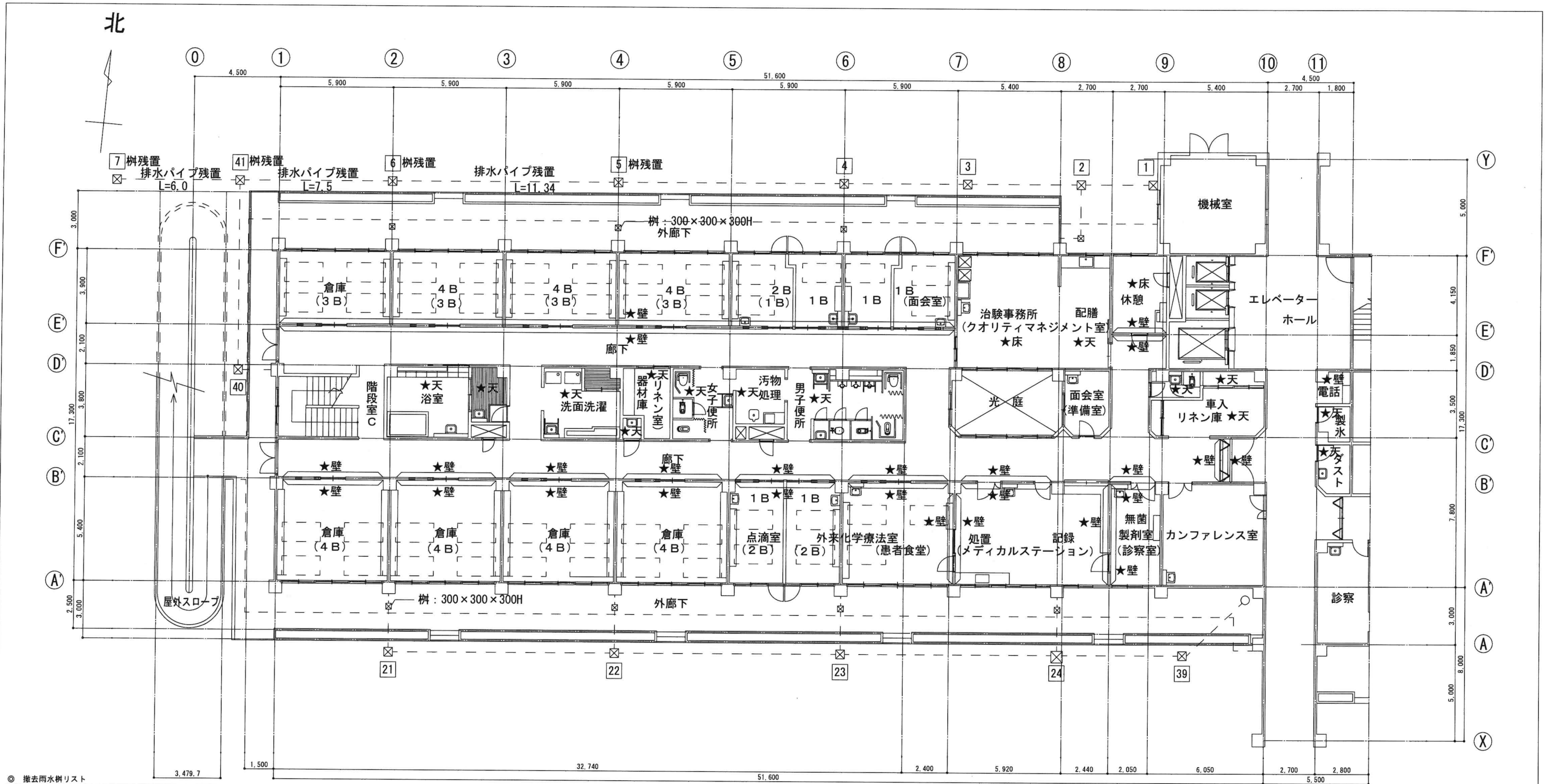
ピントを示す
 (根切底レベル FS3:GL-1.250
 その他:GL-1.050)

※建築本体と周囲の犬走・RC植込みで囲まれた輪郭を解体・範囲とする。
 (第1次雨水樹も含む)

訂正 PA 井上裕男 中野智行、川上賢史、栗原宗 堀口祐昌、吉川瑞樹	KUME SEKKEI 株式会社 久米設計	日 2023.01.20 一級建築士 登録番号 第266015号 井上裕男 一級建築士 登録番号 第266585号 堀口祐昌	設計番号 R8新潟市立医師会医療センター既存病棟解体工事 ⑦ 病棟 1階2階平面図 図1/403	図2/403 A-06
---	---------------------------------	--	---	----------------



01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	KUME SEKKEI 株式会社 久米設計	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100
---	---	-----------------------------	---	---	---	---	---



◎ 撤去雨水樹リスト

番号	雨水枡		棟	番号	雨水枡		棟
	450 X 450	600 X 600			450 X 450	600 X 600	
1	300H		西棟	22	480H		西棟
2	320H		西棟	23	560H		西棟
3	350H		西棟	24		640H	西棟
4	380H		西棟	25	400H		東棟
5	440H 残置		西棟	26	480H		東棟
6	500H 残置		西棟	27	560H		東棟
7	570H 残置		西棟	28		640H	東棟
10	300H		東棟	35	400H		東棟
11	340H		東棟	36	480H		東棟
12	350H		東棟	37	400H		東棟
13	390H		東棟	38	450H		東棟
14	450H		東棟	39	400H		西棟
15	510H		東棟	40	400H		西棟
21	400H		西棟	41	530H 残置		西棟

樹 : 300 × 300 × 300H 8か所

◎ 撤去VP管

VP管 φ100 21.39m φ150 79.01m

㊦ 病棟 西棟1階平面図 1:100

★ アスベスト含有材料を示す。(レベル3)

IT	MR・ML
MR	MR・ML
MR	MR・ML
MR	MR・ML

KUME
SEKKEI 株式会社 久米設計

2023.01.20

井上裕慶 高橋 創

中野智行、川上賢史、栗原崇

橋口祐昌、吉川瑞樹

一般建築士 登録番号 第268016号 井上裕慶

構造設計一般建築士 登録番号 0000号 構造確認者

設備関係規定に適合することを確認した者

設備設計一般建築士 建築士証交付番号 第0000号 設備確認者

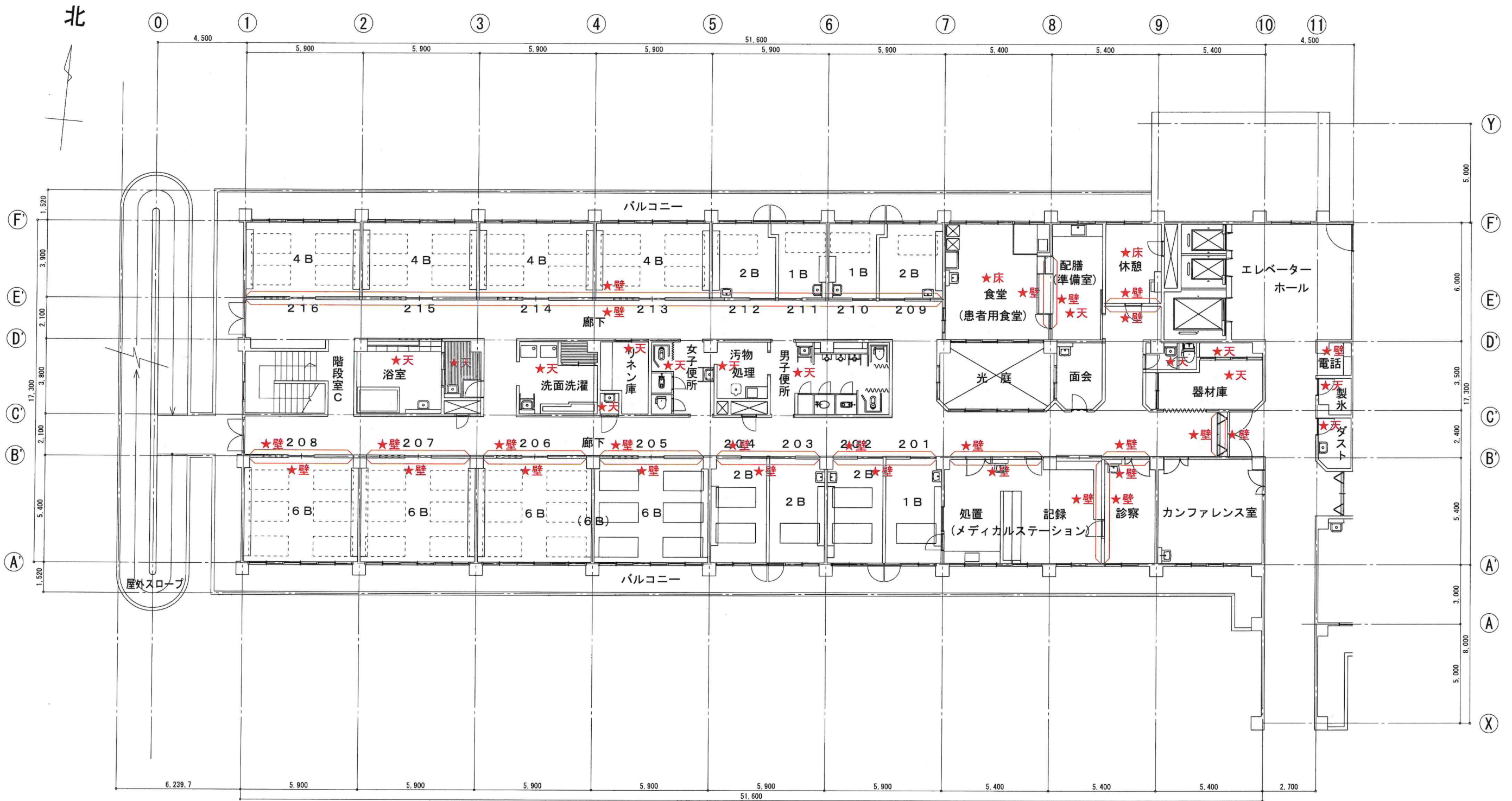
一般建築士 登録番号 第266585号 高橋 創

R8霧島市立医師会医療センター既存病棟ほか解体工事 0190403

病棟 西棟1階平面図

縮尺 1/100 A1判 1/200 A3判

図面番号 A-08



⑦ 病棟 西棟2階平面図 1:100

★ アスベスト含有材料を示す。(レベル3)

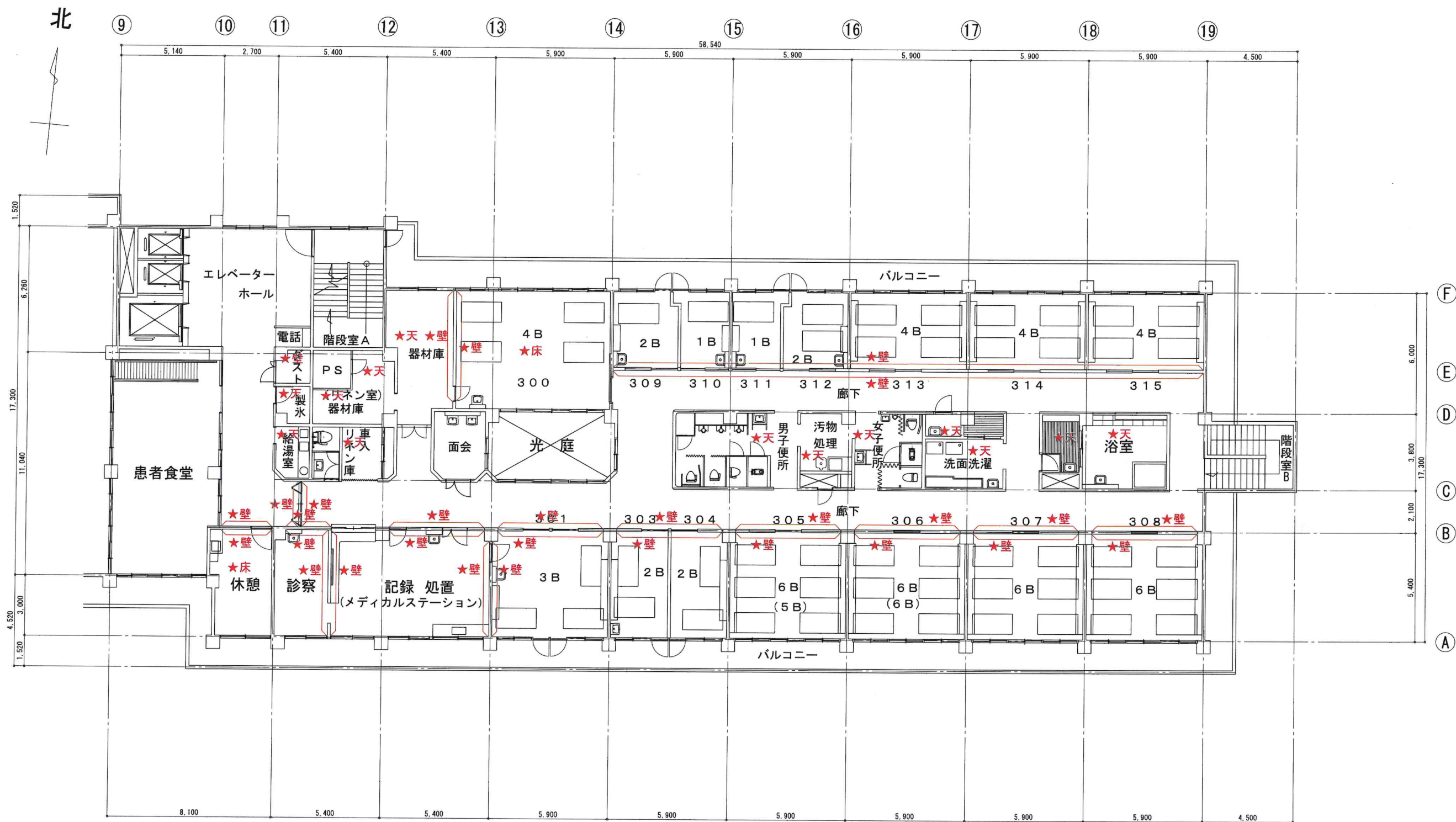
訂正	•	KUME SEKKEI 株式会社 久米設計	日付	2023.01.20	一級建築士 登録番号 第268016号 井上裕隆	一級建築士 登録番号 第266585号 高橋 創	R8霧島市立医師会医療センター既存病棟解体工事	図号 0190403	
	•		PA	井上裕隆 監製 高橋 創					
	•		監修	中野智行、川上賢史、栗原崇					
	•								
	•			橋口紀島、吉川瑞樹					
							図名 ⑦ 病棟 西棟2階平面図	図尺 A1判 1/100 A3判 1/288	図番 A-09



⑦ 病棟 東棟2階平面図 1:100

★ アスベスト含有材料を示す。(レベル3)

訂正	・	KUME SEKKEI 株式会社 久米設計	日付 2023.01.20	一級建築士 登録番号 第268016号 井上裕隆	一級建築士 登録番号 第266585号 高橋 創	※ R8徳島市立医師会医療センター既存病棟解体工事	設計番号 0190403
	・		PA 井上裕隆 監製 高橋 創				
	・		※ 中野智行、川上賢史、栗原崇				
	・		樋口祐昌、吉川瑞樹				



⑦ ②-病棟 東棟3階平面図 1:100

★ アスベスト含有材料を示す。(レベル3)

訂正	-
	-
	-
	-

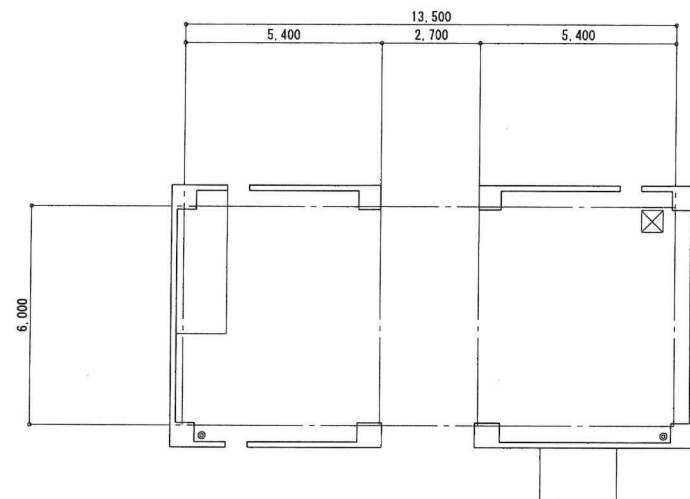
KUME
SEKKEI 株式会社 久米設計

日付	2023.01.20
PA	井上裕賢 建築 意匠 創
監	中野智行、川上賢史、栗原崇
描	橋口拓昌、吉川瑞樹

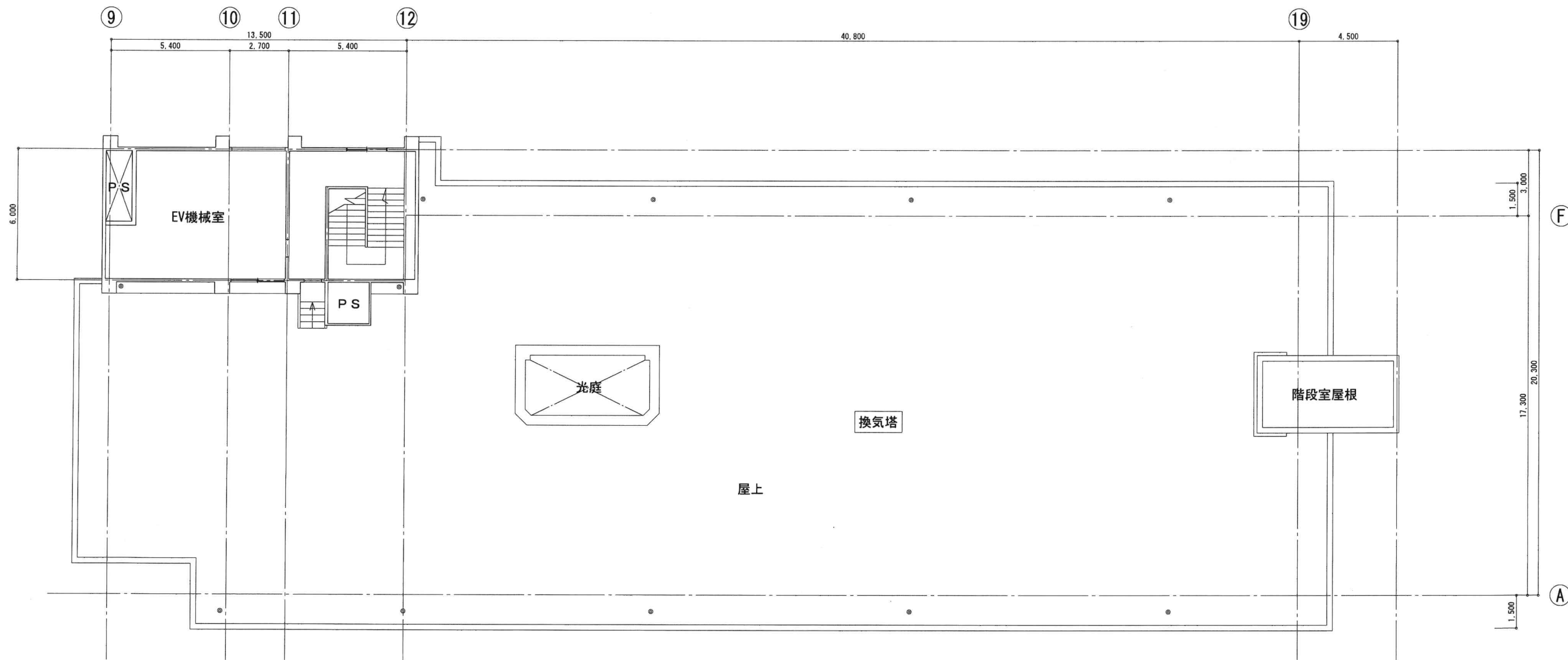
一級建築士 登録番号	第268016号 井上裕賢
一級建築士 登録番号	第266585号 高橋 創

名称	R8霧島市立医師会医療センター既存病棟解体工事
図名	⑦ 病棟 東棟3階平面図

図番	0190403
縮尺	A1 1/200 A3 1/288
図番	A-12



②-病棟 受水槽平面図 1:100



②-病棟 東棟塔屋平面図 1:100

訂正	・
	・
	・
	・

KUME
SEKKEI 株式会社 久米設計

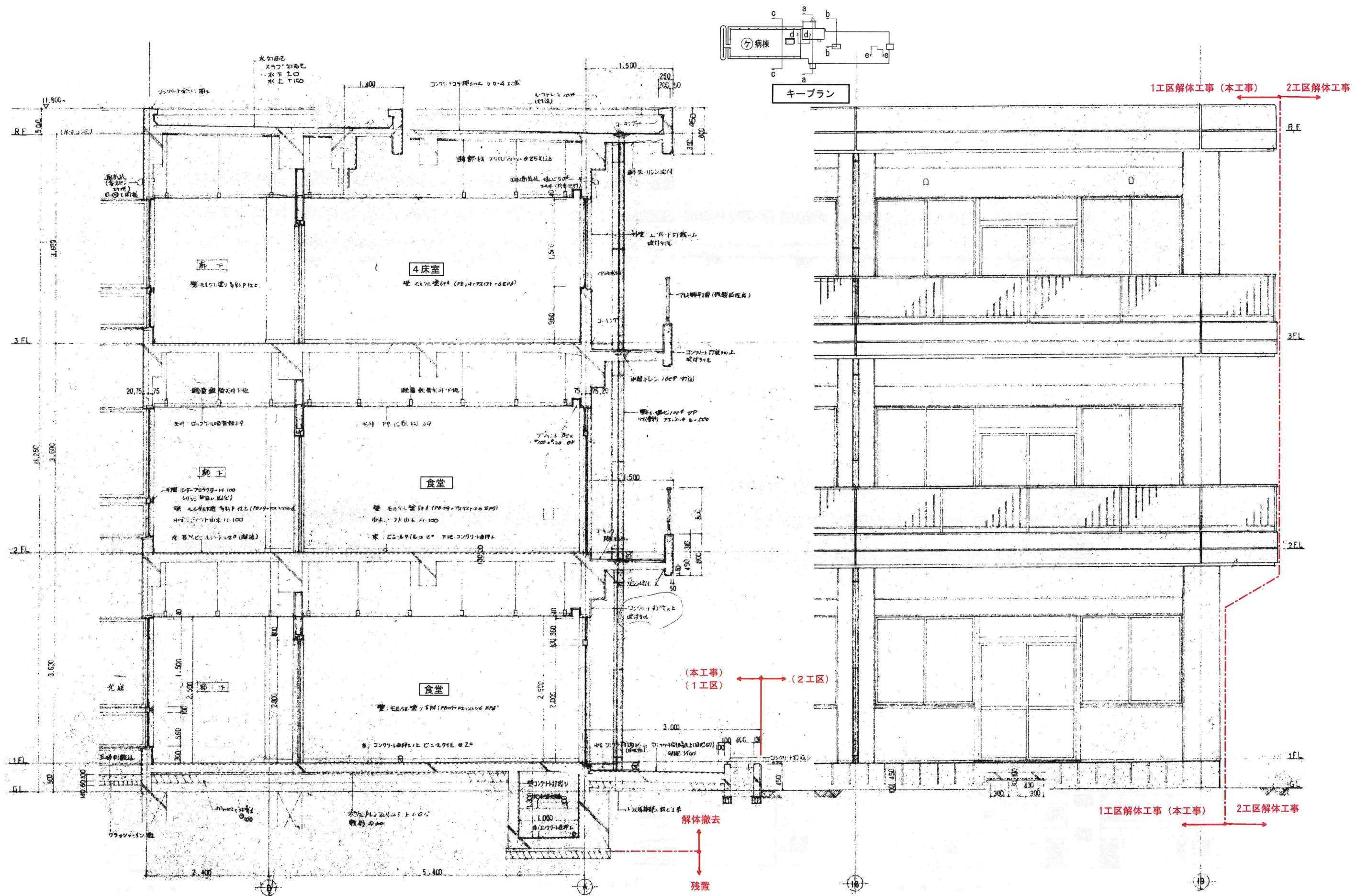
日付	2023.01.20
PA	井上裕隆 192 高橋 創
担当	中野智行、川上賢史、栗原 崇
	樋口祐昌、吉川瑞樹

一級建築士 登録番号	第268016号 井上裕隆
一級建築士 登録番号	第266585号 高橋 創

一級建築士 登録番号	第266585号 高橋 創
------------	---------------

作業	R8磐島市立医師会医療センター既存演習解体工事
図名	② 病棟 東棟塔屋平面図、受水槽平面図
図号	A3

図利番号	0190403
図利番号	A-13



(b-b)

※基礎は底盤（捨コン）までを解体撤去し、杭（杭頭）、地業は残す。

訂正	KUME SEKKEI 株式会社 久米設計	日付 2023.01.20	一級建築士 登録番号 第268016号 井上裕聖	一級建築士 登録番号 第266585号 藤橋 剛	※R8 篠島市立医師会医療センター既存病棟解体工事	図面番号 0190403
		PA 井上裕聖	※2 高橋 剛		図名 ⑦ 病棟 地計画 1	図面番号 A-15
		※3 中野智行、川上寛史、藤原崇				
		樋口拓也、吉川瑞樹				